

2007年10月1日

経済産業省 資源エネルギー庁

長官 望月 晴文 様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公 印 省 略)

灯油に関する要請書

秋晴の候 貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

日頃、当連合会の運動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東北に住む私たちにとって冬の暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠かすことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることが東北地区のすべての県民の願いです。

その願いとは裏腹に、8月に入ってから産油国の情勢の不安定さや中国・インドなどの需要増などの影響を受けて、原油価格は連日異常な高値が続いています。これからアメリカの気候条件などによって、冬の需要期に向けて原油価格は更に高騰する可能性もあります。

こうした国際的な原油価格の暴騰に便乗して、日本の石油元売会社は、寡占化を強め、生産・価格調整をはかり生活必需品である「灯油」で儲けようとしています。

灯油情勢は予断を許さない状況になっています。気候の要因も含めて不測の事態の発生も考えられる事から、先行き不透明で量や価格がどう変動するのかを心配しています。既に8月の価格は、石油情報センター9月10日調べで、配達価格が東北局管内は1495円（18%配達価格）という高値になっており、これからのシーズン本番を迎えるにあたって不安が増大しています。

私たち生協の組合員は、毎年灯油の共同購入に参加し、利用をまとめて効率の良い配達で少しでも安く購入できるよう、また、量の確保もできるように運動を進めてきております。2007年は灯油の共同購入利用者を更に増やし、量の結集により適正な価格と安定的な供給を求めたいと思います。灯油の共同購入は利用者にはシーズンを通して安心して利用していただける合理的なシステムであり、より広めていくべきものと思います。

加えまして、私たち生協は環境問題にも日頃から取組んでおり、事業上の環境負荷を減少させたり、組合員の節電や資源節約などに取組み、省資源にも積極的に取組んでいます。

政府は、国民の立場にたった灯油の安定供給と誰もが納得する適正な価格を実現する責任があり、以下について強く要請をいたします。

記

1. 安心できる灯油の量確保と安定供給を万全の体制でのぞむこと。
 - (1) 政府は石油関連行政の規制緩和をすすめ、行政不介入としながらも、毎年石油産業に、膨大な税金をつぎこんでいます。国民の立場にたった灯油の「安定供給」（在庫積み増し）と、誰もが納得する「適切な価格」を実現してください。
 - (2) 灯油は季節、気候によって需要が大きく変動する商品であり、厳冬や更なる原油価格の高騰など、不測の事態の発生も想定されます。余裕のある需給計画（地域別在庫確保）をつくり、安定供給に責任を果たしてください。
 - (3) また急激な天候異変による在庫不足に対応するため、輸送体制を確保してください。

2. 業界の意図的在庫削減コントロール、出荷規制、買占め、ヤミカルテル、などによる便乗値上げが行われないよう国内の石油元売各社に対して、調査・監視・指導を行うこと。

3. 国民に対し機敏に情報を提供すること。
 - (1) 北海道・東北各地の拠点ごとの在庫を定期的に把握し、消費者に対し機敏にわかりやすい情報を提供すること。
 - (2) 価格の動向について小売価格と同様に卸売価格についても毎週調査を行い、わかりやすい形で公表すること。

以上

2007年10月1日

厚生労働大臣

舛添 要一様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公 印 省 略)

20ヵ月齢以下の牛海綿状脳症（BSE）検査の国庫補助の継続に関する要望書

2001年9月10日、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認され、国は、消費者の牛肉に対する不安を払拭し、牛肉の安全性を確保する観点から同年10月以来、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を実施してきました。

その後、2005年5月、内閣府食品安全委員会による20ヵ月齢以下の牛の食品健康影響リスクは非常に低いレベルに留まるとの答申を受け、国は、2005年8月、20ヵ月齢以下の牛をBSE検査の対象外とする一方、地方自治体が自主的に20ヵ月齢以下の牛のBSE検査を行う場合は、消費者の不安を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、国庫補助（最長3年）を行うこととし、今日に至っています。日本におけるBSE対策は、トレーサビリティ、飼料規制、SRMの除去とともに全頭のBSEスクリーニング検査が実施されてきたことによって、市場におけるBSEリスクの排除、弱齢牛からのBSEプリオンの発見などにつながり、消費者はこれまで国産牛肉の安全性を実感することができました。

このような中、国は、「20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助について、2008年7月末をもって打ち切る」としています。依然としてBSEについては、未解明な部分が多く、BSEのリスクをよりいっそう低減させるためには、20ヵ月齢以下の牛を含めた全頭検査を継続する必要があります。すでに2008年度全頭検査を継続すると表明した自治体もあります。

つきましては、これらの状況を回避し、より一層、国産牛肉の安全性確保のために、下記の事項について要望します。

記

- 1、 国は20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助を継続すること
- 2、 BSEの発生原因や感染経路・発症のメカニズムの解明をすること

2007年10月1日

農林水産大臣

若林 正俊 様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公 印 省 略)

20ヵ月齢以下の牛海綿状脳症（BSE）検査の国庫補助の継続に関する要望書

2001年9月10日、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認され、国は、消費者の牛肉に対する不安を払拭し、牛肉の安全性を確保する観点から同年10月以来、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を実施してきました。

その後、2005年5月、内閣府食品安全委員会による20ヵ月齢以下の牛の食品健康影響リスクは非常に低いレベルに留まるとの答申を受け、国は、2005年8月、20ヵ月齢以下の牛をBSE検査の対象外とする一方、地方自治体が自主的に20ヵ月齢以下の牛のBSE検査を行う場合は、消費者の不安を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、国庫補助（最長3年）を行うこととし、今日に至っています。日本におけるBSE対策は、トレーサビリティ、飼料規制、SRMの除去とともに全頭のBSEスクリーニング検査が実施されてきたことによって、市場におけるBSEリスクの排除、弱齢牛からのBSEプリオンの発見などにつながり、消費者はこれまで国産牛肉の安全性を実感することができました。

このような中、国は、「20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助について、2008年7月末をもって打ち切る」としています。依然としてBSEについては、未解明な部分が多く、BSEのリスクをよりいっそう低減させるためには、20ヵ月齢以下の牛を含めた全頭検査を継続する必要があります。すでに2008年度全頭検査を継続すると表明した自治体もあります。

つきましては、これらの状況を回避し、より一層、国産牛肉の安全性確保のために、下記の事項について要望します。

記

1. 国は20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助を継続すること
2. BSEの発生原因や感染経路・発症のメカニズムの解明をすること